

株式会社雪研スノーイーターズにおける取引業者への対応に関する取扱要領

株式会社雪研スノーイーターズ

第1条 目的

この基準は、株式会社雪研スノーイーターズが、科学研究費（以下「科研費」という。）を利用して発注する物品の購入やその他の取引について、適正な履行を確保するため、取引業者が不正取引や贈賄等を行った場合の措置及びその手続について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 取引停止の措置

最高管理責任者は、取引業者が以下の各号に定める措置要件のいずれかに該当するときは、ただちに取引を停止し、今後取引は行わないものとする。

(1) 虚偽記載

物品等の調達、業務委託等に係る書類の提出に当たり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不相当と認められるとき。

(2) 粗雑な委託の履行又は粗雑品の納品

業務の遂行に当たり、粗雑に委託の履行をし、若しくは契約書等に定められた事項に関し不正な行為をしたと認められるとき又は物品等の納入に当たり、粗雑品を納入し、見積書若しくは契約書等に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。

(3) 契約違反

物品等の調達又は業務委託等に関する契約に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。

(4) 贈賄

取引業者が株式会社雪研スノーイーターズ職員等に対して贈賄行為を行ったと認められるとき。

(5) 不誠実な行為

前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

第3条 取引停止措置に至らない理由に関する措置

最高管理責任者は、取引業者が第2条の規定による取引停止措置に至らない場合で、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

第4条 取引業者からの誓約書徴取

最高管理責任者は、科研費の不正取引を事前に防止する取組みとして、取引業者から誓約書を徴取するものとする。

第5条 取引停止措置の通知

最高管理責任者が取引の停止措置を行うときは、その取引業者に対し、遅滞なく書面により通知するものとする。

附則

この規程は、2021年10月1日より実施する。